

用地調査等業務費積算基準（新旧）（抄）

改 正 案	現 行
<p>第6 建物等の調査 4 建物の調査</p> <p>表6-5 （略） 注1 （略） 注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）<u>第3条</u>に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>石綿要領第6条</u>に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・<u>石綿要領第7条</u>に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用 <p>表6-7 （略） 注1 （略） 注2 本表は、石綿要領<u>第3条</u>に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>石綿要領第6条</u>に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・<u>石綿要領第7条</u>に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用 <p>表6-11 構造計算を行う場合 （略） 注1 （略） 注2 本表は、石綿要領<u>第3条</u>に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>石綿要領第6条</u>に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・<u>石綿要領第7条</u>に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用 <p>6 工作物の調査</p> <p>表6-17 （略） 注1 （略） 注2 本表は、石綿要領<u>第3条</u>に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>石綿要領第6条</u>に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 	<p>第6 建物等の調査 4 建物の調査</p> <p>表6-5 （略） 注1 （略） 注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）<u>第4条</u>に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>同要領第7条</u>に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・<u>同要領第8条</u>に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用 <p>表6-7 （略） 注1 （略） 注2 本表は、石綿要領<u>第4条</u>に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>同要領第7条</u>に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・<u>同要領第8条</u>に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用 <p>表6-11 構造計算を行う場合 （略） 注1 （略） 注2 本表は、石綿要領<u>第4条</u>に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>同要領第7条</u>に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・<u>同要領第8条</u>に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用 <p>6 工作物の調査</p> <p>表6-17 （略） 注1 （略） 注2 本表は、石綿要領<u>第4条</u>に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>同要領第7条</u>に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用

- ・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-21 (略)

注1 (略)

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-25 (略)

注1～3 (略)

注4 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

第13 補償説明

補償説明とは、土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明を行うことをいう。ただし、補償説明には、地方整備局用地事務取扱規則第14条に定められた土地調査及び物件調査、地方整備局用地事務取扱細則準則第52条に定められた損失補償協議書並びに同準則第55条に定められた契約書の説明等の各権利者に関する個別事項の説明は含まないものとする。

なお、この場合の歩掛は、請負者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

(削る)

- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-21 (略)

注1 (略)

注4 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-25 (略)

注1～3 (略)

注4 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

第13 補償説明

補償説明とは、公共事業に必要となる土地等の取得等に伴う用地取得又は建物等の移転等の対象となる権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法及び建物等の補償方針及び補償額の積算内容の説明を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13-1の区分によるものとする。

なお、この場合の歩掛は、請負者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

表13-1

区 分	判 断 基 準
補償説明等A	用地調査等業務共通仕様書第120条（移転工法案の検討）の移転計画を行ったもの。又はこれに準ずると認められるもの。
補償説明等B	補償説明等A以外のもの。 ただし、表13-2の判断基準により区分を行うものとする。

(削る)

表13-2

区 分	判 断 基 準
補償説明等 B-イ	(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に囲障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。 ただし、この場合の権利者数は1名とする。
補償説明等 B-ロ	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。
補償説明等 B-ハ	(1) 土地、建物を所有している補償に係るもの。 (2) 居住用以外の用（住居併用を含む）に供している借家人に係るもの。
補償説明等 B-ニ	(1) 土地、建物を所有し、営業を行っている（住居併用を含む）補償に係るもの。

注 補償説明等Bに係る直接人件費の積算に当たっては、表13-2による区分ごとの補正率は、表13-3により行うものとする。

(削る)

表13-3

区 分	B-イ	B-ロ	B-ハ	B-ニ
補 正 率	0.50	0.80	1.00	1.30

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13-1により行うものとする。

表13-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	主任技師	<u>0.40人</u>	
			技師 A	<u>0.40人</u>	
			技師 B	<u>0.40人</u>	

(削る)

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、3回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13-4により行うものとする。

表13-4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	主任技師	<u>0.54人</u>	
			技師 A	<u>0.54人</u>	
			技師 B	<u>0.54人</u>	

注 現地踏査は、表13-1の区分を行わないものとする。

3 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び補償対象となる権利者等に対し、面接等により、補償説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13-2により行うものとする。

(削る)

表13-2

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
概況 ヒアリング等	権利者	—	主任技師	—	<u>0.02</u>	<u>0.02人</u>	
			技師 A	<u>0.01</u>	<u>0.02</u>	<u>0.03人</u>	
			技師 C	<u>0.01</u>	<u>0.02</u>	<u>0.03人</u>	

注1 技師A 1名、技師C 1名の合計2名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには主任技師が加わるものとする。

(削る)

注2 直接人件費 = 単価 × 権利者数

2 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び補償対象となる権利者等と面接し補償説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明等Aにあつては表13-5、補償説明等Bにあつては表13-6により行うものとする。

(補償説明等A)

表13-5

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
概況 ヒアリング等	権利者	—	主任技師	0.27	0.39	0.66人	
			技師 A	0.54	0.81	1.35人	
			技師 C	0.27	0.39	0.66人	

注1 補償説明等Aは、主任技師1名、技師A 2名、技師C 1名の合計4名編成によって行うことを前提としたものであり、表13-5に表示する技師Aは2名分の人員数である。

(以下「補償説明等Aの歩掛について同じ」)

注2 直接人件費 = 単価 × 権利者数

(補償説明等B)

表13-6

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
概況 ヒアリング等	権利者	B-ハ	主任技師	—	<u>0.06</u>	<u>0.06人</u>	
			技師 A	<u>0.08</u>	<u>0.06</u>	<u>0.14人</u>	
			技師 C	<u>0.08</u>	<u>0.06</u>	<u>0.14人</u>	

注1 補償説明等Bは、技師A 1名、技師C 1名の合計2名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには主任技師が加わるものとする。

注2 本表の歩掛は、表13-2のB-ハを基準としたものであり、表13-2の区分によって表13-3の補正を行うものとする。

注3 直接人件費 = 表13-3の補正単価 × 表13-2の区分ごとの権利者数

4 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者等ごとの処理方針の検討、補償説明に係る事項の整理、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13-3により行うものとする。

(削る)

(削る)

表13-3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料 の作成等	権利者	—	主任技師	—	0.08	0.08人	
			技師 A	—	0.09	0.09人	
			技師 C	—	0.15	0.15人	

(削る)

注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

5 補償説明

補償説明は、土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明及び記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13-4により行うものとする。

(削る)

4 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理方針の検討、補償内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明等Aにあつては表13-7、補償説明等Bにあつては表13-8により行うものとする。

(補償説明等A)

表13-7

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料等 の作成	権利者	—	主任技師	—	0.54	0.54人	
			技師 A	—	2.97	2.97人	
			技師 C	—	2.28	2.28人	

注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

(補償説明等B)

表13-8

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料等 の作成	権利者	B-ハ	主任技師	—	0.06	0.06人	
			技師 A	—	0.17	0.17人	
			技師 C	—	0.31	0.31人	

注1 本表の歩掛は、表13-2のB-ハを基準としたものであり、表13-2の区分によって表13-3の補正を行うものとする。

注2 直接人件費 = 表13-3の補正単価 × 表13-2の区分ごとの権利者数

5 補償説明

補償説明は、土地、物件調査の配布、補償内容の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明等Aにあつては表13-9、補償説明等Bにあつては表13-10により行うものとする。

(補償説明等A)

表13-9

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
補償説明	権利者	—	主任技師	5.40	0.81	6.21人	
			技師 A	10.97	1.62	12.59人	
			技師 C	5.57	2.43	8.00人	

注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

(削る)

表13-4

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
補償説明	回	—	主任技師	—	0.01	0.01人	
			技師 A	0.13	0.01	0.14人	
			技師 C	0.13	0.12	0.25人	

(削る)

注 直接人件費 = 単価 × 回

第15 地盤変動影響調査等

[二] 費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15-2-1により行うものとする。

表15-2-1

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	業務	—	技師 A	0.60人	
			技師 B	0.60人	
			技師 C	0.60人	

3 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング等及び費用負担の説明の対象となる権利者等に対し、面接等により費用負担の説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15-2-2により行うものとする。

(補償説明等B)

表13-10

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
補償説明	権利者	B-ハ	主任技師	—	0.10	0.10人	
			技師 A	1.97	0.10	2.07人	
			技師 C	1.97	0.58	2.55人	

注1 本表の歩掛は、表13-2のB-ハを基準としたものであり、表13-2の区分によって表13-3の補正を行うものとする。

注2 直接人件費 = 表13-3の補正単価 × 表13-2の区分ごとの権利者数

第15 地盤変動影響調査等

[二] 費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15-2-1により行うものとする。

表15-2-1

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	業務	—	技師 A	0.50人	
			技師 B	0.50人	
			技師 C	0.50人	

3 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング等及び費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15-2-2により行うものとする。

表15-2-2

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
概況ヒアリング等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師 A	0.05	0.04	0.09人	
			技師 C	0.05	0.04	0.09人	

注1・注2 (略)

4 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理の方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15-2-3により行うものとする。

表15-2-3

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
説明資料の作成等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師 A	—	0.11	0.11人	
			技師 C	—	0.21	0.21人	

注 (略)

5 費用負担説明

費用負担説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15-2-4により行うものとする。

表15-2-4

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
費用負担説明	権利者	—	主任技師	—	0.10	0.10人	
			技師 A	1.45	0.10	1.55人	
			技師 C	1.45	0.36	1.81人	

注 (略)

表15-2-2

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
概況ヒアリング等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師 A	0.06	0.04	0.10人	
			技師 C	0.06	0.04	0.10人	

注1・注2 (略)

4 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理の方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15-2-3により行うものとする。

表15-2-3

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
説明資料の作成等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師 A	—	0.12	0.12人	
			技師 C	—	0.24	0.24人	

注 (略)

5 費用負担説明

費用負担説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15-2-4により行うものとする。

表15-2-4

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
費用負担説明	権利者	—	主任技師	—	0.08	0.08人	
			技師 A	1.57	0.08	1.65人	
			技師 C	1.57	0.46	2.03人	

注 (略)

別表
設計数量表示単位一覧表

区分	種 別	細 別	単 位	数位	備 考
補償説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	概況ヒアリング等	(削る)	権利者	1	
		(削る)	(削る)	(削る)	
	説明資料の作成等	(削る)	権利者	1	
		(削る)	(削る)	(削る)	
	補償説明	(削る)	回	1	
		(削る)	(削る)	(削る)	

別表
設計数量表示単位一覧表

区分	種 別	細 別	単 位	数位	備 考
補償説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	概況ヒアリング等	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
	説明資料等の作成	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
	補償説明	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	